

第十九回国会
衆議院

厚生委員会 議録 第二十七号

(六四二)

昭和二十九年四月一日(木曜日)

午前十四時四十七分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事松永 佛骨君 理事長谷川 保君

越智 茂君 助川 良平君

高橋 等君 安井 大吉君

山口六郎次君 亘 四郎君

山下 春江君 滝井 義高君

萩元たけ子君 福田 昌子君

杉山元治郎君 山口シツエ君

出席國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

出席政府委員

厚生事務官 高田 正己君

(藥務局長)

厚生事務官 久下 勝次君

(保險局長)

厚生技官 曾田 長宗君

(醫務局長)

委員外の出席者

厚生事務官(大臣官房總務課長)

厚生事務官 高田 浩運君

(醫務局長)

專門員 川井 章知君

專門員 引地亮太郎君

四月一日

委員降旗徳弥君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として三浦寅之助君及び福田昌子君が議長の名指で委員に選任された。

三月三十一日

船員保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

公聴会開会に関する件

医薬関係審議会設置法案(内閣提出第八二二号)

船員保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二二二号)

○小島委員長 これより会議を開きます。

まず小委員補欠選任の件についてお諮りいたします。人口問題に関する小委員でありました滝井義高君が去る三月三十日に委員を辞任されましたので、同小委員が一名欠員となつておりますが、この補欠選任に關しましては、委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、再び委員に選任された滝井義高君を同小委員に指名いたします。

○小島委員長 次に昨日議長に提出しました厚生年金保険法案の公聴会開会承認要求に關しましては、昨日すでに承認されましたので、次いで公聴会開会の決定をいたさねばなりません。来る四月九日午前十時より公聴会を開くこととし、議長に対する報告、その他の手続に關しましては委員長に御一

任願いたしと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○小島委員長 次に船員保険法の一部を改正する法律案と議題とし、審議に入ります。まず草葉厚生大臣より趣旨の説明を聴取することにいたします。

草葉厚生大臣。

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を附する。

目次

第一章 總則(第一条―第十六条)

第二章 被保険者(第十七条―第二十一条)

第二章ノ二 届出、記録等(第二

十一條ノ二―第二十二條ノ二)

第三章 保險給付及福祉施設

第一節 總則(第二十二條―第二十七條ノ三)

第二節 療養ノ給付及傷病手当金(第二十八條―第三十一條ノ三)

第三節 分娩費、出産手当金及育児手当金(第三十二條―第三十三條)

第四節 失業保險金(第三十三條ノ二―第三十三條ノ四)

第五節 老齡年金(第三十四條―第三十九條)

第六節 障害年金及障害手当金(第四十條―第四十五條ノ三)

第七節 脱退手当金(第四十六條―第四十九條)

第八節 寡婦年金、寡夫年金及遺児年金(第四十九條ノ二―第四十九條ノ六)

附則

第一条第一項中「負傷」の下に「分娩」を加える。

第四条第一項を次のように改め、同条第二項中「現在ニ依リ」の下に「都道府県知事を加え、同条第三項中「場合ニ於テハ」の下に「都道府県知事ハ」を加え、「変更」を「改定」に改める。

標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬等級

第一級

第二級

第三級

第四級

第五級

第九節 遺族年金及葬祭料(第五十條―第五十條ノ八)

第十節 保險給付ノ制限(第五十一條―第五十七條)

第十一節 福祉施設(第五十七條ノ二)

第四章 費用ノ負担(第五十八條―第六十二條ノ三)

第五章 審査ノ請求(第六十三條―第六十七條)

第六章 罰則(第六十八條―第七十條)

附則

第一条第一項中「負傷」の下に「分娩」を加える。

第四条第一項を次のように改め、同条第二項中「現在ニ依リ」の下に「都道府県知事を加え、同条第三項中「場合ニ於テハ」の下に「都道府県知事ハ」を加え、「変更」を「改定」に改める。

標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬等級

第一級

第二級

第三級

第四級

第五級

標準報酬額

第一級

第二級

第三級

第四級

第五級

標準報酬額

第一級

第二級

第三級

第四級

第五級

標準報酬額

第一級

第二級

第三級

第四級

第五級

標準報酬額

第一級

第六級	九、〇〇〇円	三〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第七級	一〇、〇〇〇円	三三〇円	九、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満
第八級	一一、〇〇〇円	四〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満
第九級	一四、〇〇〇円	四七〇円	一三、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六、〇〇〇円	五三〇円	一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第一級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第二級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第三級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第四級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第五級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第六級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第七級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、〇〇〇円未満
第八級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、〇〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第九級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上

第四条ノ二第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 一年ヲ通ジ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルベキ被保険者ノ報酬ニ付基本タルベキ固定給ノ外船舶ニ乗組ムコト、船舶ノ就航区域、船積貨物ノ種類等ニ依リ変動スベキ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ前三号ノ規定ニ拘ラズ第一号ノ規定ニ依リ算定シタル基本タルベキ固定給ノ額ト変動スベキ報酬ノ額トヲ基準トシ厚生大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

第五條第一項中「療養費」の下に「家族療養費」を、「傷病手当金」の

下に、分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分娩費を加え、「又ハ葬祭料」を「葬祭料又ハ家族葬祭料」に改め、「二年ヲ経過シタルトキ」の下に「其ノ他ノ保険給付ヲ受クル権利ハ五年ヲ経過シタルトキ」を加える。

第九條第一項中「其ノ使用スル者」を「船舶所有者ノ使用スル者ノ異動及報酬ニ関シ」を「船舶所有者ノ使用スル者ニ関シ第二十一條ノ二規定スル事項以外ノ事項ニ付」に改める。

第十二條第一項中「保険料」を「保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金」に改める。

第十五條 國家公務員共済組合法ニ依リ共済組合ノ組合員（以下単ニ組合員ト称ス）タル被保険者ニ対シテハ本法ニ依ル保險給付ハ之ヲ為サズ

組合員タル被保険者タリシ者ニ対シテモ前項同様トス但シ組合員タル被保険者ガ組合員タル資格ヲ喪失シタル際ニホ本法ノ適用ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ者ガ再び被保險者タル組合員ト為ル迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ規定ハ組合員タル被保險者タリシ者ガ組合員タル被保險者以外ノ被保險者ノ資格ヲ取得シタル場合ニ於テ其ノ者ニ対シ其ノ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日以

後ノ期間ニ基ク本法ニ依ル保險給付ヲ為スコトヲ妨ゲズ

前三項ノ規定ニ依リ本法ニ依ル保險給付ヲ受クルコトヲ得ザル間ニ死亡シタル被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺族ニ対シテハ本法ニ依ル保險給付ハ之ヲ為サズ

第十五條ノ二中「前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者」を「組合員タル被保險者」に改める。

第十五條ノ三の次に次の一條を加える。

第十五條ノ四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ組合員タル被保險者ト為リタルトキハ其ノ者ニ係ル積立金ニ相當スル金額ヲ船員保險特別會計ヨリ当該組合員ノ所屬スル共済組合ニ移換ス

前項ノ金額ノ計算ニ関シテハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條ノ二 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ノ取得及喪失並ニ被保險者ノ種別（其ノ期間ガ失業保險金ノ受給要件タル被保險者タリシ期間ニ算入セラルル被保險者タルヤ否ヤ及其ノ期間ガ第三十四條第一項第二号ノ規定ニ依ル老齡年金ノ受給要件タル被保險者タルヤ否ヤ）ノ區別ヲ謂フ以下之ニ同ジノ變更ハ都道府県知事ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ

前項ノ確認ハ第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ届出若ハ第二十一條ノ五第一項ノ規定ニ依リ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ行フモノトス

第二十條第一項中「七年」を「七年

六月」に改め、「被保險者タリシ者」の下に「（三十五歳以後ニ於ケル被保險者タリシ期間ガ十一年三月以上ナル者ヲ除ク）」を加える。

第二十一條第二号中「十五年ニ達シタルトキ」の下に「又ハ三十五歳以後ニ於ケル之等ノ期間ヲ合算シテ十一年三月ニ達シタルトキ」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章ノ二 届出、記録等

第二十一條ノ二 船舶所有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ資格ノ取得及喪失、被保險者ノ種別ノ變更並ニ報酬月額ニ関スル事項ヲ都道府県知事ニ届出ツベシ

第二十一條ノ三 都道府県知事ハ第十九條ノ二ノ規定ニ依リ確認又ハ第四條第二項ノ規定ニ依リ決定若ハ同條第三項ノ規定ニ依リ改定ヲ行ヒタルトキハ其ノ旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ通知スベシ

被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ其ノ者ノ所在ガ不明ナルヲ為前項ノ規定ニ依リ通知ヲ為スコト能ハザルトキハ船舶所有者ハ都道府県知事ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

都道府県知事ハ前項ノ規定ニ依リ届出アリタルトキハ所在不明ナル者ニ付船舶所有者ニ通知シタル事項ヲ公告スベシ

都道府県知事ハ船舶所有者ノ所在ガ不明ナルヲ為其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルヲ第一項ノ規定ニ依リ通知ヲ為スコト能ハザルトキハ

同項ニ規定スル通知ニ代ヘ其ノ通知スベキ事項ヲ公告スベシ

第二十一條ノ四 都道府県知事ハ第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ其ノ届出ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ其ノ届出ヲ為シタル船舶所有者ニ通知スベシ

前条第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ通知ニ付テ之ヲ準用ス

第二十一條ノ五 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ何時タリトモ第十九條ノ二ノ規定ニ依ル確認ヲ請求スルコトヲ得

都道府県知事ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ

第二十一條ノ六 厚生大臣ハ被保険者ノ氏名、被保険者ノ資格ノ取得及喪失ノ年月日、標準報酬其ノ他命令ノ定ムル事項ヲ記録スベシ

第二十三條ノ四第一項中「第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三、第四十九條ノ七」を「第四十二條、第四十二條ノ三」に改め、「祖父」の下に「並ニ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第二十三條ノ五を次のように改める。

第二十三條ノ五 前条ノ一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ左ニ掲グル順序ニ依ルモノトシ第二号又ハ第四号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ当該各号ニ定ムル順序ニ依ルモノトス

一 配偶者
二 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子、父母、孫及祖母

三 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ前号ニ掲グル者以外ノモノ

四 第二号ニ該当セザル子、父母、孫及祖母

第二十三條ノ二第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第一項第二号乃至第四号ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シテ之ヲ厚生大臣又ハ船舶所有者ニ届出タルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ前条ノ一時金ヲ支給ス但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ指定ハ遺言ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第二十三條ノ六第一項第一号中「五十歳以上」を「五十歳以上」に、「同項第二号中「五十歳未満」を「五十歳未満」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号中「五十歳以上」を「六十歳以上」に改め、同条を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時四十歳以上ニシテ其ノ後五十五歳ニ達シタル寡婦（五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ第二十五條ノ四第二号ニ該当スルニ至リタル者ヲ除ク）

四 第二号ニ該当スル寡婦ニシテ同号ニ定ムル子ガ第五十條ノ四各号ノ一ニ該当スルニ至リタルコトニ因リ第四十九條ノ五ノ規定ニ依リ寡婦年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル當時四十歳以上ニシテ其ノ後五十五歳ニ達シタルモノ（五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ第二十五條ノ四第二号ニ該当スルニ至リタル者ヲ除ク）

第二十四條中「養老年金」を「老齡年金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十四條ノ二 老齡年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、喪失年金及遺失年金ノ金額ニ五十歳未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十歳以上一円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一円トス

第二十五條の次に次の一条を加える。

第二十五條ノ二 船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ依リ第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ場合ニ於テ其ノ届出ヲ為サザリシ期間内ニ生ジタル被保険者ノ職務上ノ事由ニ因ル疾病、負傷若ハ死亡又ハ其ノ疾病若ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル喪失ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ヲ為シタルトキハ政府ハ当該船舶所有者ガ同法ノ規

定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ノ限度内ニ於テ其ノ保険給付ニ要シタル費用ヲ当該船舶所有者ヨリ徴収スルコトヲ得但シ被保険者ノ当該疾病、負傷又ハ死亡ノ生ジタル前ニ当該期間ニ係ル被保険者ノ資格ノ取得ニ付第二十一條ノ五第一項ノ規定ニ依ル確認ヲ請求又ハ第十九條ノ二ノ規定ニ依ル確認アリタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條但書中「養老年金」を「老齡年金」に改める。

第二十七條ノ二第一項中「又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ死亡シタルニ因リ支給スベキ脱退手当金」を削る。

第二十七條ノ三第三項及び第五項を削る。

第三十條第一項に次の但書を加え、同条第二項第三号中「職務上ノ事由以外ノ事由（以下職務外ノ事由ト称ス）」を「職務外ノ事由」に改める。

但シ職務上ノ事由以外ノ事由（以下職務外ノ事由ト称ス）ニ因ル同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付支給スベキ傷病手当金ハ其ノ支給開始後三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ支給セズ

第三十二條を第三十一條ノ二とし、第三十三條を第三十一條ノ三とし、同条の次に次の一節を加える。

第三節 分給費、出産手当金及育児手当金

第三十二條 被保険者又ハ被保険者タリシ者分給シタルトキハ分給費トシテ標準報酬月額ノ半額ニ相当スル金額ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ分給ノ日前四十二日、分給ノ日以後四十二日以内ニ於テ職務ニ服セザリシ期間内ニ手当金トシテ一日ニ付標準報酬月額ノ百分ノ六十二相当スル金額ヲ支給ス

第三十二條ノ二 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ分給シタル場合ニ於テ其ノ出生児ヲ育テタルトキハ育児手当金トシテ分給ノ日より起算シ引続キ六月間育児期間一月ニ付二百円ヲ支給ス但シ其ノ期間一月ニ滿タザルトキハ之ヲ一月トス

第三十二條ノ三 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後分給シタルニ因リ前二條ノ規定ニ依リ支給スベキ保険給付ハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日より六月以内ニ分給シタルトキニ限リ之ヲ支給ス

前項ノ規定ニ依ル保険給付ヲ受クルニハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日前一年間ニ六月以上被保険者タリシ者ナルコトヲ要ス

第三十二條ノ四 都道府県知事ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ助産ノ為病院又ハ助産所ニ収容スルコトヲ得

病院又ハ助産所ニ収容シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ對シテ支給スベキ分給費ノ額ハ第三十二條第一項ノ規定ニ依リ支給スベキ金額ノ半額ニ相当スル金額トス

第三十二條ノ五 出産手当金ノ支給ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手当金又ハ失業保険金ハ之ヲ支給セズ

第三十三条 被保険者ノ配偶者ガ分

施タルトキハ被保険者ニ対シ配偶者分施費トシテ千円ヲ支給ス前項ノ場合ニ於テ其ノ出生児ヲ育テタルトキハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ育児手当金ヲ支給ス

第三十二条ノ二ノ規定ハ前項ノ育

児手当金ノ支給ニ付テ之ヲ準用ス「第二節ノ二ノ失業保険金」を「第四節 失業保険金」に改める。

第三十三条ノ五第一項中「前条ノ

海運局若ハ「前条ノ海運局又ハ」に、「出頭シタル日又ハ当該海運局ノ長若ハ当該公共職業安定所ノ長ノ指定スル日及後ノ日」を「出頭シタル日ヨリ起算シ」に改める。

第三十三条ノ六第一項中「ニシテ

且失業ノ認定ヲ受クル為出頭スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ三十日以内」を削り、同条第二項を次のように改める。

失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ前

項ニ規定スル期間中ニ傷病手当金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル失業ノ認定ハ其ノ傷病手当金ノ支給ヲ受クル日ニ付テハ之ヲ為サズ

第三十三条ノ七第一項中「最初ニ

出頭シタル」を削る。

第三十三条ノ九第三項中「其ノ収

入ノ額の下に、ヨリ十円ヲ控除シタル額」を加え、同項第一号中「五円」を「十円」に改める。

第三十三条ノ十三第一項中「以前」

を「前」に改め、同条第二項中「海運局、公共職業安定所又ハ都道府県庁」を「海運局若ハ公共職業安定所ノ長又ハ都道府県知事」に改める。

第三節を第五節とし、同節を次のように改める。

第五節 老齢年金

第三十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ガ五十五歳ニ達シタル後被保険者ノ資格ヲ喪失シ又ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者ト為ルコトナクシテ五十五歳ニ達シタルトキハ老齢年金ヲ支給ス

一 十五年以上被保険者タリシ者

ニシテ漁船ニ乗組ミタル被保険者タリシ期間ガ左ニ掲グル期間ヲ除キ十一月三ヶ月以上ノモノ

イ 母船式漁業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間（作業員トシテ乗組ミタル期間ヲ除ク）

又ハ汽船捕鯨業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

ロ 専ラ漁獲場ヨリ漁獲物又ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

ハ 漁業ニ関スル試験、調査、指導、練習又ハ取締業務ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

三 十五歳未満被保険者タリシ者ニシテ三十五歳以後ニ於ケル被保険者タリシ期間ガ十一月三ヶ月以上（其ノ中七年六月以上ハ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ナルコトヲ要ス）ノモノ（前号ニ該当スル者ヲ除ク）

前項各号ノ一ニ該当スル者ガ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ被保険者ノ資格喪失後シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付医

師又ハ齒科医師ノ診療ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年以内ニ治療シタル場合又ハ治療セザルモ其ノ期間ヲ経過シタル場合ニ於テ別表第四下欄ニ定ムル第一号乃至第六号ニ掲グル程度ノ廃疾ノ状態ニアルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齢年金ヲ支給ス

第四十条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十五条 老齢年金ノ額ハ一万八千円ニ平均標準報酬月額ノ百五十分ノ一ニ相当スル額ニ被保険者タリシ期間ノ月数ヲ乗ジテ得タル額ヲ加ヘタル金額トス

第三十六条 老齢年金ノ支給ヲ受クル者ニ老齢年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ十六歳未満ノ子アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付四千八百円ヲ前条ノ老齢年金ノ金額ニ加給ス但シ老齢年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時ヨリ引続キ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ子ニ付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給ス

第二十三条第二項ノ規定ハ老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ老齢年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時胎児タル子ニ付之ヲ準用ス

第三十七条 老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ被保険者ト為リタルトキハ其ノ老齢年金ヲ受クル権利ヲ失フ

第三十八条 第三十四条第二項ノ規定ニ依リ老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於

テ其ノ者ノ廃疾ノ状態ガ別表第四下欄ニ定ムル第一号乃至第六号ニ該当セザル期間ガアルトキハ其ノ期間其ノ老齢年金ノ支給ヲ停止ス

第三十九条 削除

「第四節 障害年金及障害手当金」を「第六節 障害年金及障害手当金」に改める。

第四十条第一項中「別表第五」を「別表第四」に、「別表第六」を「別表第五」に改める。

第四十一条第一項第二号中「最終標準報酬月額」を「平均標準報酬月額」に改め、同条第三項中「最終標準報酬月額」の下に「（最終標準報酬月額ガ平均標準報酬月額ヨリ少額ナルトキハ平均標準報酬月額）を加える。

第四十一条ノ二第一項中「別表第五ニ定ムル廃疾ノ程度一級乃至三級」を「別表第四上欄ニ定ムル廃疾ノ程度一級乃至三級」に、「別表第五ニ定ムル第一号乃至第六号」を「別表第四下欄ニ定ムル第一号乃至第六号」に、「二千四百円」を「四千八百円」に改める。

第四十一条ノ三第二号中「最終標準報酬月額」を「平均標準報酬月額」に改める。

第四十二条第二項を削る。

第四十二条ノ二を次のように改める。

第四十二条ノ二 削除

第四十三条第一項中「養老年金」を「老齢年金」に、同条第二項中「第三十九條第一項」を「第三十七條若ハ第三十八條」に、「養老年金ノ支給ヲ停止セラレタルトキ」を「老齢年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ失ヒ若ハ其ノ支給

ヲ停止セラレタルトキ」に改める。

第四十五条中「養老年金」を「老齢年金」に改める。

第四十五条ノ二の次に次の一条を加える。

第四十五条ノ三 厚生大臣ハ職務上ノ事由ニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニ付其ノ廃疾ノ程度ヲ診査シ其ノ程度ガ従前ノ廃疾ノ等級以外ノ等級ニ該当スルト認ムルトキハ其ノ程度ニ応ジ障害年金ノ額ヲ改定スルコトヲ得

職務上ノ事由ニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ハ厚生大臣ニ対シ廃疾ノ程度ガ増進シタルコトニ因リ障害年金ノ額ノ改定ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ障害年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタル日又ハ第一項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ診査ヲ受ケタル日ヨリ起算シ一年ヲ経過セザル間ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

「第五節 脱退手当金」を「第七節 脱退手当金」に改める。

第四十六条第一項中「死亡シタルトキ又ハ」を削り、「五十歳」を「五十五歳」に、「若ハ」を「又ハ」に改め、但書を削り、同条第二項を次のように改める。

被保険者タリシ期間二年以上十五歳未満ナル女子タル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ脱退手当金ヲ支給ス

第四十六条第三項中「傷病手当金ノ支給ヲ受クル者又ハ失業保険金ノ支給ヲ受クル者」を「又ハ傷病手当金、出産手当金若ハ失業保険金ノ支給ヲ受クル者」に、同条第四項中「第

三十四条第二号、第四十九条ノ二又ハ第四十九条ノ七を「第三十四条第一項第二号又ハ第三号」に改める。

第四十七条但書を削る。

第四十八条に次の一項を加える。

「第四十九条 障害年金又ハ障害手当金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニシテ前条ノ規定ニ依ル脱退手当金ノ額ガ其ノ支給ヲ受ケタル障害年金及障害手当金ノ總額ニ満タザルモノニハ脱退手当金ヲ支給セズ」

第四十九条を次のように改める。

「第六節 遺族年金、遺族年金及遺族年金を第八節 遺族年金、遺族年金及遺族年金」に改める。

第四十九条ノ二中「第三十四条第二号」を「第三十四条第一項第二号又ハ第三号」に「疾病ニ因リ其ノ資格喪失後二年以内ニ」を「疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シ三年以内ニ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リテ発シタル疾病ニ因リ」に、「別表第六」を「別表第四下欄」に改める。

第四十九条ノ三第二項及び第四十九条ノ四中「二千四百円」を「四千八百円」に改める。

第四十九条ノ七を削る。

「第七節 遺族年金及葬祭料」を「第九節 遺族年金及葬祭料」に改める。

「第九節 遺族年金及葬祭料」に改める。

第五十条中「被保険者タリシ者ノ遺族」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ遺族」に、同条第一号中「第三十四条各号」を「第三十四条第一項各号」に、「被保険者タリシ者」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者」に改める。

第五十条ノ二第二項中第一号を次のように改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第二項中「第四号又ハ第五号」を「第二号又ハ第三号」に改める。

一 第三十四条第一項各号ノ一ニ該当スル被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ガ支給ヲ受ケ又ハ支給ヲ受ケタルコトヲ得ベカリシ老齢年金ノ額ノ二分ノ一ニ相当スル金額

第五十条ノ三「平均標準報酬日額ノ十分ノ二ニ相当スル金額（前条第一項第四号又ハ第五号ノ場合ニ於テハ二千四百円）を「四千八百円」に、「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第五十条ノ四第二号中「又ハ養子縁組（届出ヲ為サザルモ事實上養子縁組ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）ニ因リ養子ト為リタルトキ」を削り、同条第四号中「男子タル配偶者」を削り、同条第六号とし、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 直系姻族以外ノ者ノ養子（届出ヲ為サザルモ事實上養子縁組ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム）ト為リタルトキ

「少年院」に改める。

四 離縁ニ因リ死亡シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者トノ親族関係ガ終了シタルトキ

第五十条ノ六中「遺族年金ノ支給ヲ受ケタル者」を「第五十条第二号又ハ第三号ニ該当シタルニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受ケタル者」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とする。

第五十条ノ七中「被保険者タリシ者ノ遺族」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ遺族ニシテ葬祭ヲ行フモノ」に改める。

「第八節 保険給付ノ制限」を「第十節 保険給付ノ制限」に改める。

第五十一条第二項中「第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三、第四十九條ノ七」を「第四十二條、第四十三條ノ三」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十一条ノ二 保険料ヲ徴収スル権利ガ時効ニ因リ消滅シタルトキハ当該保険料ニ係ル被保険者タリシ期間ニ基ク保険給付ハ之ヲ為サズ但シ当該被保険者タリシ期間ニ係ル被保険者ノ資格ノ取得ニ付第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル届出又ハ第十九條ノ二ノ規定ニ依ル確認ノ請求アリタル後保険料ヲ徴収スル権利ガ時効ニ因リ消滅シタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十三條第一項中「療養ノ給付又ハ傷病手当金」を「療養ノ給付、傷病手当金、分娩費、出産手当金又ハ育児手当金」に改め、同項に次の但書を加え、同項第二号中「矯正院」を「少年院」に改める。

但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八條ノ二ノ規定ニ依リ行政庁ノ指定スル者ニ就キ受ケル第二十八條第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付ヲ除ク

第五十五條中「傷病手当金」の下に「又ハ失業保険金」を加える。

第五十六條中「傷病手当金」の下に「、出産手当金」を加える。

第五十六條ノ二の次に次の二条を加える。

第五十六條ノ三 被扶養者外國ニ在ルトキハ其ノ期間ニ係ル疾病又ハ負傷ニ関シテハ家族療養費ノ支給ヲ為サズ

第五十六條ノ四 配偶者外國ニ在ルトキハ其ノ期間ニ係ル第三十三條第一項ノ規定ニ依ル配偶者分娩費又ハ同条第二項ノ規定ニ依ル育児手当金ノ支給ヲ為サズ

第五十七條中「養老年金」を「老齢年金」に改める。

「第九節 福祉施設」を「第十一節 福祉施設」に改める。

第五十七條ノ二中「被保険者タリシ者」の下に「被扶養者」を加える。

第五十八條第一項中「、傷病手当金、葬祭料」を「、療養費、家族療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料、家族葬祭料」に改める。

第六十條第一項第一号中「二百四十分ノ八十四」を「百六十一分ノ四十九」に、「二百四十分ノ百三十三」を「百六十一分ノ百三十二」に、同項第二号中「百九十四分ノ七十四」を「百四十五分ノ四十一」に、「百九十四分ノ百二十」を「百四十五分ノ百四」に改める。

第六十三條第一項中「標準報酬」を「被保険者ノ資格、標準報酬」に改め、同条に次の一項を加える。

「被保険者ノ資格又ハ標準報酬ニ関スル処分ガ確定シタルトキハ其ノ処分ニ付テノ不服ハ之ヲ当該処分ニ基ク保険給付ニ関スル処分ニ付テノ不服ノ理由ト為スコトヲ得ズ」

第六十九條第一号中「報告」を「届出」に改める。

附則第二項中「被保険者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額」を「昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保険者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第六ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額」に同日以後ニ於ケル被保険者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額ヲ加ヘタル金額」に改め、同項但書及び附則第三項を削る。

別表第三を次のように改める。

別表第三

被保険者タリ シ期間	月	数
二年以上	〇・六	月
三年以上	〇・九	月
四年以上	一・二	月
五年以上	一・五	月
六年以上	一・八	月
七年以上	二・一	月
八年以上	二・五	月
九年以上	二・九	月
一〇年以上	三・三	月
一年以上	三・七	月
二年以上	四・二	月
三年以上	四・七	月
四年以上	五・三	月

別表第四を削り、別表第五を別表第四とし、別表第六を別表第五とする。

別表第七中「被保険者タリシ期間」を「昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保険者タリシ期間」に改め、同表を別表第六とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第七

被保険者タリ シ期間	月	数
一年未満	〇・二	月
一年以上	〇・四	月
二年以上	〇・六	月
三年以上	〇・九	月

四年以上	一・二
五年以上	一・五
六年以上	一・八
七年以上	二・一
八年以上	二・五
九年以上	二・九
一〇年以上	三・三
一年以上	三・七
二年以上	四・二

附則

第一条 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

(標準報酬等)

第二条 この法律の施行前に被保険者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き被保険者の資格のある者のうち、同日の前日における標準報酬月額が四千五百円、三万二千円又は三万四千円である者については、昭和二十九年五月からその標準報酬を改定する。

第三条 この法律の施行前に被保険者であつた者の老齢、廃疾又は死亡に關し、この法律の施行後に保険給付の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に四千円に満たないものがあるときは、これを四千円とする。

第四条 昭和二十七年四月一日前及び同日以後において被保険者であつた者に關し、障害年金及び障害手当金並びに寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金の額を計算する場合においては、第二十七条ノ三第一項の規定にかかわらず、同日前の被保険者であつた期間の標準報酬月額額は、平均標準報酬月額の計算の基礎としない。

(積立金の移換)

第五条 この法律による改正後の第十五条ノ四の規定は、この法律の施行前に組合員たる被保険者となつた者に關しても、適用する。

(従前の規定に依る報告)

第六条 この法律の施行前に船舶所有者が被保険者の資格の取得に關しこの法律による改正前の第九条第一項の規定に基き都道府県知事に対してした報告は、この法律による改正後の第二十一条ノ二の規定によつてした届出とみなす。

(従前の例による保険給付)

第七条 この法律の施行の際現に養老年金(この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第三十九条第一項の規定によりその支給を停止されている養老年金を除く)を受ける権利を有する者に対しては、この法律の施行後も、なお従前の例による保険給付を支給する。その者若しくはこの法律の施行の際現に左の各号に掲げる保険給付を受ける権利を有する者又はこれらの者の遺族が死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるこれらの者の遺族又は同順

位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。

一 職務外の事由により廃疾となつたことによる障害年金
二 寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金
三 この法律による改正前の第三十四条各号の一に該当する被保険者又は被保険者であつた者が職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

第八条 前条の規定による保険給付のうち、従前の養老年金の例によつて支給する保険給付の額は、同条の規定にかかわらず、この法律による改正後の第三十五条及び附則第三条の規定に準じて計算した額とする。但し、その額は、従前の養老年金の額を下らないものとする。

2 前項の保険給付については、前条の規定にかかわらず、この法律による改正後の第三十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「老齢年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時」とあるのは、「従前ノ養老年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル當時」と読み替へるものとする。

3 第一項の保険給付を受ける権利を有する者には、老齢年金を支給しない。

4 前項の者が、この法律の施行後に被保険者の資格を取得したときは、前条の規定にかかわらず、その保険給付を受ける権利を失う。

5 前項の規定により第一項の保険給付を受ける権利を失つた者が、老齢年金を受ける権利を取得した場合において、その者に支給する老齢年金の額が、同項の保険給付の額に満たないときは、この法律による改正後の第三十五条の規定にかかわらず、その額をその老齢年金の額とする。

(障害年金の額の特例)

第九条 この法律の施行の際現に職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金を受ける権利を有する者の障害年金については、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額(加給金の額を除く)が一万六千円に満たないときは、これを一万六千円とする。

2 この法律の施行の際現に職務外の事由により廃疾となつたことによる障害年金を受ける権利を有する者の障害年金の額については、第四十一条第一項第二号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額(加給金の額を除く)が一万六千円に満たないときは、これを一万六千円とする。

(寡婦年金等の額の特例)

第十条 この法律の施行の際現に寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を受ける権利を有する者の寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金については、第四十九条ノ二及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百十八号)附

則第二条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、加給金又は増額金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額（加給金又は増額金の額を除く。）が八千円に満たないときは、これを八千円とする。この法律の施行の際現に職務外の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受ける者がこの法律の施行前に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

（遺族年金の特例）

第十一條 左の各号に掲げる遺族年金については、その額（加給金の額を除く。）が一萬一千四百円に満たないときは、これを一萬一千四百円とする。

一 この法律による改正前の第三十四條各号の一に該当する被保険者又は被保険者であつた者がこの法律の施行前に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

二 被保険者又は被保険者であつた者がこの法律の施行前に職務上の事由により第四十二條ノ三第一項の規定による期間内に死亡したことによる遺族年金

三 附則第七條第一項前段に規定する者が従前の養老年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を失わないでこの法律の施行後に死亡したことによる遺族年金

2 左の各号に掲げる遺族年金については、その額（加給金の額を除く。）が一萬円に満たないときは、これを一萬円とする。

く。が一萬円に満たないときは、これを一萬円とする。

一 職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受ける者がこの法律の施行前に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

二 この法律の施行の際現に職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受ける者がこの法律の施行後に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

加給金の額は、一人につき四千八百円とする。

（老齢年金の受給資格年齢の調整）

第十二條 この法律による改正後の第三十四條及び第三十八條中「五十五歳」とあるのは、この法律の施行前に被保険者であつた者であつて、左の表の上欄に掲げるものについては、それぞれ、同表の下欄のように読み替へるものとする。但し、この法律による改正後の第三十四條第一項第三号の規定に該当する者については、この限りでない。

明治四十年五月一日以前に生れた者	五十歳
明治四十年五月二日から明治四十三年五月一日までの間に生れた者	五十一歳
明治四十三年五月二日から明治四十二年五月一日までの間に生れた者	五十二歳
大正二年五月二日から大正五年五月一日までの間に生れた者	五十三歳
大正五年五月二日から大正八年五月一日までの間に生れた者	五十四歳

2 附則第八條第四項の規定により、従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を失つた者については、この法律による改正後の第三十四條第一項中「五十五歳」とあるのは、前項の規定にかかわらず、「五十歳」と読み替へるものとする。

第十三條 この法律の施行前に被保険者の資格を喪失した者が、この法律の施行後に、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれによつて

発した疾病によりその資格喪失後二年以内に死亡した場合においては、その者がその疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき療養の給付を受けた日から起算して三年を経過した日以後に死亡したものであつても、その者の遺族にこの法律による改正後の第四十九條ノ二の規定による養老年金、かん夫年金又は遺族年金を支給する。

第十四條 左の表の上欄に掲げる期間

間、この法律による改正後の第二十三條ノ六第一項第一号から第四号までの各号中「五十五歳」とあるのは、この法律の施行前に被保険者であつた者の遺族について、それぞれ同表の中欄のよう

昭和二十九年五月一日から昭和三十三年四月三十日まで	五十歳	五十五歳
昭和三十三年五月一日から昭和三十七年四月三十日まで	五十一歳	五十六歳
昭和三十七年五月一日から昭和四十一年四月三十日まで	五十二歳	五十七歳
昭和四十一年五月一日から昭和四十五年四月三十日まで	五十三歳	五十八歳
昭和四十五年五月一日から昭和四十九年四月三十日まで	五十四歳	五十九歳

（脱退手当金）

第十五條 この法律の施行前における被保険者であつた期間が三年以上である者で、この法律の施行の際現に五十歳以上であるものに支給する脱退手当金の額は、この法律による改正後の第四十七條の規定にかかわらず、この法律の施行前における被保険者であつた期間について従前の例により計算した額に、この法律の施行後における被保険者であつた期間によりその期間の平均標準報酬月額に別表第七に定める月数を乗じて得た額を加えた金額とする。

2 前項の者がこの法律の施行後に被保険者の資格を喪失したときは、その者が五十五歳未満である場合においても、この法律による改正後の第四十六條第一項の脱退手当金を支給する。

に、同条同項第五号中「六十歳」とあるのは、この法律の施行前に被保険者又は被保険者であつた者のかん夫については、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

（従前の例による保険給付に関する国庫負担）

第十六條 この法律による改正後の第五十八條第一項の規定は、附則第七條の規定によつて従前の例により支給する保険給付（附則第八條第二項の規定による加給金を含む。）に要する費用について準用する。

2 前項の保険給付のうち、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第三十三号）附則第三條の適用を受ける保険給付に関する国庫の負担すべき費用については、なお同条の規定によるものとする。

（未支給給付）

第十七條 養老年金又は遺族年金、かん夫年金若しくは遺族年金のうち、この法律の施行前に受給権

が生じた脱退手当金又はこの法律による改正前の第三十六條、第三十七條、第四十二條第二項、第四十二條ノ二、第四十九條ノ七若しくは第五十條ノ六第一号から第三号までの規定による一時金であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

(従前の保険料)

第十八條 この法律の施行前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十九條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(遺族に対する年金制度の統合及び調整)

第二十條 寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金の制度は、当分の間存置するものとし、すみやかにこれと遺族年金との統合及び調整が図られなければならない。

(他の法律の一部改正)

第二十一條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

第二十二條 船員保険法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び附則第四項を削り、附則第五項を附則第三項とする。

第二十三條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から附則第四項までを削る。

第二十四條 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「一般会計からの受入金」の下に、国家公務員共済組合法による共済組合(以下「共済組合」という)からの受入金」を「保険給付費」の下に、共済組合への移換金」を加える。

第二十五條 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「その者に係る責任準備金」を「その者につき同法第十五條ノ四の規定により計算した積立金」に改め、同条第三項中「前二項を」第一項に改める。

第八十二條中「養老年金」を「老齡年金」に改める。

第九十六條の二の次に次の一条を加える。

第九十六條の三 昭和二十九年五月一日前に第十三條第一号から第三号に規定する事由に該当した船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員について

第八十二條の規定を適用する場合においては、同条中「老齡年金」とあるのは、「養老年金」と読み替へるものとする。

第二十六條 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二

十七号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「第五十條ノ六第四号」を「第五十條ノ六第一号」に改める。

○草薙國務大臣 ただいま議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

船員保険法は、昭和十四年四月に制定されて以来今日まで、船員労働者の生活の安定と福祉の向上をはかりました唯一の、総合的な社会保険制度として、実施運営されて来たところであり、この間社会情勢、経済情勢の変動に即応するため、二十数回にわたる改正がなされたのであります。特に終戦後の困難な社会的経済的情勢の変化に対処いたしましたため、種々の措置が講ぜられたのであります。これらの措置のうちには、臨時的応急的なものとして将来経済の安定した際に再検討すべきものとされ、そのまま今日に及んでいく点が多く存するのであります。

わが国の国民経済もようやく安定して参りました今日におきまして、保険給付の内容を改善、合理化いたしますとともに、保険財政の基礎を将来の見通しのもとに確立いたしまして、できるだけ船員保険制度の内容の充実と合理化をはかることが必要であると考えた次第であります。かような意味におきまして、今回船員保険法の一部を改正しようとするものであります。以下改正の主要点につきまして御説明申し上げます。

第一に、標準報酬につきましては、他の社会保険との調整をはかり、現行の二十一等級を改めまして十九等級に

いたしますとともに、標準報酬の計算の基礎となる報酬月額額の算定方法を合理化しようとするものであります。

第二に、従来船舶内にある期間には支給されていなかった療養の給付を、一定の場合には支給することとしたのであります。

第三に、分娩に関する保険給付として、新たに分娩費、出産手当金及び育児手当金を創設いたしまして、船員労働者の福祉の増進を期したいと考えております。

第四に、失業保険部門につきましては、失業保険法に準じまして制度の合理化をはかろうとするものであります。

第五に、老齡年金につきましては、現行の二万四千円の頭打ちをはずしますとともに、その額は厚生年金保険法の改正と歩調を合せまして定額に報酬比例額を加えたものとし、さらに被保険者によつて扶養されていた者に加給金を支給し、生活の実態に沿ひ得るものとしたのであります。

第六に、職務外の事由により支給する障害年金及び障害手当金並びに寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金の額の計算の基礎となる標準報酬月額につきまして、現行の最終標準報酬月額をとることを改めまして、平均標準報酬月額によることとしたのであります。

第七に、脱退手当金の制度を合理化いたしました。

第八に、従来支給いたしておりました、年金のうち、低額なものは、一定額まで引き上げるよう、特別の措置を講ずることが必要と考えるのであります。

第九に、船舶所有者及び被保険者の負担を勘案しつつ、財政の均衡を将来

にわたつて保ち得るようにするため、保険料率を調整するとともに少くとも五年ごとに再計算することにしたしましたが、その結果保険料率は当分の間失業保険の適用を受ける者については千分の百六十一に、失業保険の適用を受けない者については千分の百四十五にいたしたい所存であります。

以上、この法律案を提案いたします理由を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひする次第であります。

○小島委員長 次にただいまの説明に補足して保険局長より細部にわたる説明を聴取したいと思ひます。久下船員保険局長。

○久下政府委員 大臣から申し上げました提案の理由を敷衍いたしまして御説明を申し上げます。まず内容に入ります前に今回の改正をいたしました経過、趣旨等につきまして若干申し上げさせていただきます。

船員保険法の改正はただいま提案理由で申し上げました通り、その本質的な今回の改正のおもな点は厚生年金保険法の改正に関連をいたしまして、船員保険の中核をなす長期保険の面につきまして改正をしようとするものでございまして、この点につきましては、厚生年金保険の場合に申し上げますと同様に、終戦後のインフレに対応する措置がとられたままになつておりますので、そういう意味合いにおきまして、厚生年金と同様に改正の必要を認めておるものでございまして、政府としては、当初厚生年金保険法と

完全に内容的にも一体となるような改正を企図いたしましたのでございます。年金の額にいたしまして、あるいはその他の取扱い上の問題にいたしまして、同様の調子で改正をするように考えたのでございますが、御案内のように、船員保険法は昭和二十七年の春四月以来標準報酬の最高額が三万六千円に引上げられております関係が最も主要な原因となりまして、年金に關する給付額が厚生年金保険に比較いたしまして、非常に額が高いものが支給される建前になつておつたのでございます。そこですでに御提案申し上げておりますような厚生年金保険法と調子を合わせますと、障害年金あるいは遺児年金、寡婦年金、喪失年金、こういうものにつきますは、はなはだしいレベル・ダウンを來す結果になるのでございます。そのために厚生年金保険法と調子を合わせますような改正案を社会保険審議会に諮問をいたしましたところ、ただいま申し上げましたレベル・ダウンの防止ということが主たる理由になりまして、政府の原案はそのまま承認を得られなかつた次第であります。この辺の細部の点につきましては、お手元に差上げました船員保険法の一部を改正する法律案の参考資料という中に答申の内容を詳しく載せてございまして、後刻ごらんを願いたいと思つたのでございます。

細部の点は別といたしまして、主要な点はただいま申し上げたようなレベル・ダウン防止という点から厚生年金保険の改正とは、内容におきまして非常に調子のかつたものになつてしまつたわけでございます。この点は社会保障制度審議会に諮問をいたし

ました際にも、船員労働の特殊性と現行の船員保険の事情というものをから、やはりその特殊性は考えなければならぬまいというような答申になつておる次第でございます。さういふ関係上、当初社会保険審議会に諮問をいたしました政府の原案は、大幅に修正をする必要を適當と考えまして、ただいま国会に提案をいたしましたような内容、すなわち船員保険法の一部改正というやうな形で御審議をいただくような結果になりましたわけでございます。そこで個々の内容について御説明を申し上げますのでございますが、お手元に差上げてございます参考資料の最初に、船員保険法の一部を改正する法律案要綱が書いてございまして、これに基づきまして簡単な御説明を申し上げて参りたいと思つたのでございます。

第一に保険事故について改正を加えますのは、ここに書いてございまして、従来船員保険の場合には健康保険で行つておりました分岐の給付がございまして、今回新たに分岐に關する給付を設けることにいたしました関係で保険事故を加えた次第でございます。

第二の標準報酬につきましては、現行の標準報酬二十一等級の区分を十九等級にわけるといふだけで別段にかわつたことはございませぬ。それから標準報酬の第二の点は、若干御説明を要するのでございますが、従来から実際の行政上の取扱いといたしましては、船員の標準報酬の決定のために運用上特別な措置が講ぜられておつたのでございます。ここに書いてございまして、主としてこれは大型船舶でございまして、大型船舶の船員には、予備

員と正規の船員というやうな区分がございまして、常に交代をして船に乗り組んだり、あるいはまたある期間は予備員になるというやうなやり方をしておりました。船に乗り組みますと、ここに書いてございまして、固定給のほかに乗船手当、あるいは航路によりまして航路手当、積荷の種別によりまして、また特別な手当というやうに、船に乗り組むことによりまして、特別な給付が行われるのでございまして、これが下船をいたしますと予備員となつて、さうした特別な手当がなくなるというところで、実際の標準報酬をきめて参ります上に、しよつちゆう變動を見なければならぬ。船の航路によつても給付が違つて来るというやうな結果になりますので、実際の取扱いといたしましては、予備員と乗船して参ります船員と一緒にいたしまして、大体各会社の年平均の給付をとり、それを各被保険者本人の標準報酬として、事務上の便宜をはかつておりまして、次第でございまして、ただこれが明確な法律上の根拠を欠いておりましたので、今回新たにさういふ方法ができるというものを法律の中にうたつていた

第三は被保険者の資格の取得及び喪失並びに標準報酬等の届出、記録等に関するところでございまして、この点は厚生年金保険の場合に申し上げたと同様であります。第一の届出に關するものは従来は省令で行つておりましたのを、当然これは法律事項であるといふので取上げましたものでございまして、第二は被保険者の資格の取得及び喪失につきまして、あるいは標準報酬につきまして、都道府県知事の確認ま

たは決定、改定というやうな行政上の処分を、明確に法律に規定をしておきました。これによつて被保険者はそれによる不服の申立て、審査の請求ができるというやうな根拠にいたしたいといふ考えでございまして、第三は記録に關するところでございまして、これも従来法律にも省令にも別段の規定が明確にありませんので、今回新たに厚生年金保険と同様に規定を設けたいといふ考えでございまして。

第四は保険給付としてうたわれてございまして、最初に書いてあります療養の給付では、従来五千円以上の船には船舶法に基づきまして、医師を乗船させなければならぬ規定がございまして、その医師が船舶内で治療をいたしました場合には、従前は船主の負担というところで、保険の給付を行つておらなかつたわけでありまして、ところが大型船舶に乗り組んでおります人たちは、陸上にあつて一般の療養の給付を受ける機会がほとんどないという実情もございまして、今回新たに船舶内における治療も、一定の条件に該當します場合には、船員保険法の療養の給付として認めることにいたしたいといふ考えでございまして。

二は、先ほど申し上げました分岐に關連いたしまして、分娩費、出産手当金及び育児手当金、これは健康保険法でやつておりますと同様のものを新たに取上げたいといふ考えでござい

失業保険につきましては、ここに「制度の合理化を図ること」と書いてござい

千分の十六に引下げたいといふ点でござい

次は老齡年金でございますが、老齡年金につきましては、従来船員保険の場合には、平均標準報酬の月額四箇月分を支給するといふやうな建前でござい

引上げにつきましては、厚生年金保険の場合の坑内夫と同様な扱いをいたすのでありまして、従来五十歳で支給開始をしておりましたものを五十五歳に引上げる。しかもこれは二十年間の猶

金保険と船員保険のそれ、老齡年金につきましては、今申し上げましたやうな関係で、給付の内容が同一でござ

被保険者資格の喪失の保険において、たとへば船員保険で資格を喪失すれば船員保険の年金を支給し、また厚生年金保険の被保険者として資格を喪失

いたしますれば、その最後の厚生年金

保険で老齢年金を支給するというように、老齢年金につきましては双方の被保険期間を通算し、陸上、海上の労働の期間というものは、そういう意味におきましては一体になるような制度をいづれ御提案申し上げる準備をいたしておる次第でございますが、こういうふうな給付の内容が同一であることによりまして、それが可能になつて参るものと考えておる次第でございます。

次の障害年金及び障害手当金でございますが、これは先ほど申し上げましたように、厚生年金保険と同様の調子で参りたいと思つておりましたが、レベ・ダウンがはなはだしいという關係上、この改正はきわめて部分的なものにとどまつておりまして、標準報酬のとり方がここに第一に書いてありますように、「最終正ありますの『平均』」と改めた点等若干の修正があるにすぎないのでございます。

なお老齢年金の場合に申し落しましたが、各種年金を通じて、扶養家族に対する加給年金は一率に現行月一人二百円を四百円に引上げるということがつけ加えられておることをこの機会に申し上げておきます。

次は寡婦年金及び遺族年金というのが書いてございます。厚生年金保険の場合には、これが統一されて遺族年金というふうになつておりますことは、この間も御説明申し上げた通りでございますが、船員保険の場合には、標準報酬額の最高額が引上げられております関係もあり、給付の実額に大きなレベ・ダウンを来します関係もございまして、現行通り当分存置をするというふうな建前になつておるのであります。ただ障害年金で申し上げましたように、最終標準報酬で計算をするというのを平均標準報酬で計算をするという改正、あるいは老齢年金に関連をいたしまして、現行の五十歳とありますのを五十五歳、五十五歳とありますのを六十歳に改めるというふうな点で、いろいろ部分的な改正が記載してあるわけでございます。

次に遺族年金につきましても、今申し上げましたと同様でございますが、特別につけ加えることはございせん。大体現行の制度がそのまま残つて来る建前でございます。

それから脳退手当金につきましては、これも厚生年金保険で申し上げましたと同様に、ここには簡単に「合理化する」と書いてございまして、インフレ対策として行つておりました給付額をこの機会に本来の制度の目的に沿うような額に改めるというふうな点にいたした点が改正の要点でございます。

次は第五の保険料でございますが、この保険料の考え方につきましては、厚生年金保険の改正と大体同様な考えでございます。現行の保険料率は、大体において当分の間そのまま存置して、五年ごとに将来引上げを行くような計画にいたしておる次第でございます。少し違ひまする点は、失業保険の適用を受ける主として大型船の乗組員であります。千分の百六十一という数字になつております。これは現行の料率は千分の百六十でございます。千分の一だけいろいろ調整し上げざるを得なくなつた次第でございます。失業保険の適用を受けない者につきましては、料率が千分の十六だけ少くなつて、千分の百四十五ということになつておる次第であります。保険料

の第二につきましては、五年ごとに計算をして漸次引上げて行くような計画でございます。今後料率はどういふふうにかつて行くかというふうな点につきましても、資料として差上げてございまして、後ほどごらんをいただきたいと思ひます。

それから最後にその他としてございしますが、これは主として従来の低い標準報酬をどういふふうに取り扱うか、あるいはすでに支給しております低額の年金を引上げるというふうな措置をいたす関係の規定でございます。

○小島委員長 続いて本案の質疑に入るのであります。本案は昨夜付託になつたばかりでありますので、質疑は次会に譲ることといたします。

○小島委員長 次に医業関係審議会設置法案を議題とし、前会に引続き質疑を続行いたします。滝井君。

○滝井委員 昨日主として医療に対する国民の経済的負担力というものを一応お聞きいたしましたところ、大体国民所得の三割前後、こういうことでございまして、それからさらにその三割に該当するであろうと推定せられる千五百億円というものの内容についてお聞きいたしましたのでございます。その結果大体において、五万の民間の医師は、大体内において医療費として入つて来るものが七百五十億前後である。従つてこれを一箇月に引直してみると十一万ないし十二万円が医師に入つて来る収入となる。そうしますとその経費に当るものが六〇%ないし六五%、そ

れから実収入となるものが三五%ないし四〇%、従つて実収入は四ないし五万円である、こういうところまで御答弁をいただいたおつたわけでございまして、そこで御尋ねするのですが、この臨時診療報酬調査会の答申によるとこの専門技術者としての生活を十分考慮した実収入というものが四万ないし五万円である、こういう認定に厚生当局は立つのかどうか、この点をひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○曾田政府委員 医師のしかるべき報酬がいかにあるべきかということにつきましましては、この数字は一応無関係でございます。今申し上げましたのは、現状を推しはかれば大体このくらいの状況になつておるといふ意味でございます。

○滝井委員 現状が四ないし五万円だ、こういうことですが、しからば専門技術者としての生活を十分考慮した実収入というものは、厚生当局はどの程度のもを頭に面しておられるか。それをひとつ発表願ひたい。

○曾田政府委員 その点についてはまだ省内としては結論を得ておりません。

○滝井委員 先般あなたの岡君に対する答弁で、大体臨時医療保険審議会においてはずでメモ程度の資料は出たというところでございましたが、そのメモ程度の資料の基礎に立つたものでけつこうだと思ひますが、これは今後審議して行くにぜひ必要でございますので、腰だめの数字でけつこうですか、御報告願ひたい。

○曾田政府委員 当時のことを私直接関与しておりませんのでよく覚えておりませんが、さうな数字は前にも出

しておられという話なのであります。私さうに聞いております。

○滝井委員 臨時医療保険審議会で大體結論が出ておる、すでに小委員長がメモ的な資料を出しておるといふ御答弁がこの前あつたのです。従つてそのメモ程度のものではけつこうと思ひますが、それもその大よそのところ、四万ないし五万というのは現実のものだ、従つてそれは必ずしも専門技術者としての生活を十分考慮したものと言へるかどうかということはお議論があると思ひますから、従つて小委員会の結論を腰だめの数字でけつこうですか、こゝで言つてもいいと思ひます。

○曾田政府委員 今申しましたように、いかうな数字を申し上げておつたか私存じませんし、また今給務課長に聞いてみたのですが、当時の記録等にそれは出ていなかったと言つております。なおつけ加えて申し上げますが、これは二十四年かと思ひますが、これは二十四年かと思ひますが、私當時統計調査部長でありましたが、その当時の調査としましては、医師の診療所の収入が大体二万六、七千円程度という数字が出ておつたのではないかと。これは今申し上げましたように、あるべき姿というのではなしに、その当時の状況としてさうな資料は提出したかと覚えております。

○滝井委員 どうも専門技術者としての生活を十分にやる報酬をどの程度にしたいかということが全然目鼻がつかぬようでありまして、しからば少し私の方から質問します。先般社会保険における稼働点数は大体四千九百点というこゝを医務局長さん言われました

が、これは一応現在やつておる社会保険の全国の平均的な稼働点数が四千九百点とこう理解してさしつかえありませんか。

○曾田政府委員 今保険局関係の方が見えておりませんので、御質問に対してはお答え申し上げるわけに行かないのであります。

○滝井委員 この前その答弁はあなたからではなかつたのでしょうか。

○曾田政府委員 私ではないと思ひます。

○小島委員長 保険局長は参議院へ行つてゐるのですから……。

○滝井委員 そこから議論が始まるのですが、もしそれならほかの人に……。

○福田(昌)委員 保険局長にお尋ねしたいと思つたのですが、局長がお見えになりますまで、ちよつとお尋ねさせていただきますと思ひます。医務局長におかれましては、現在の社会保険の上から結果いたします開業医の実収というものが、医者の能力の点から勘案いたしました場合、妥当でないというようにうかがひとれる御返事でございましたが、まさに妥当でないとお考えでございましょうかどうでしょうか。

○曾田政府委員 少し問題の混同があるのではないかと思ひますが、私は社会保険の診療のことについては何事もまだ申し上げておりませんので、昨日ちよつと触れましたけれども、今お話がございましたのは、要するに社会保険だけではなしに、いわゆる自由診療も含めての診療所の医師の収入がどのくらいと考えられるかという事です。実は今それをいろいろと計算してみるのでございまして、一つの計算方法としてはかような

計算が出て来るということを申し上げました。結局現状としてはこれくらいだということを申し上げた。それでそれが医務局長は適当な収入だと思ひかどうかという一言を言われましたので、これは現状を申し上げたので、適当なものかどうかという事は別にまた考えさしていただかなければならぬ。また何と申すかという事は、私個人としては意見もあるかも知れませんが、まだ十分に省内でもおはかりをしておりませんので、また十分権威ある人の検討も得ておりませんので、今までのような御説明、御答弁を申し上げた次第であります。

○福田(昌)委員 そういふ御答弁でしたから、それを離れて、厚生省の医務局長として御都合が悪ければ個人でもけつこうですが、あなた自身においてはこれを適当とお考えになるかどうか、医務局長の御答弁であつたらなかつこうですが、これを適当であるとお考えになるかどうか、その一言だけをお聞きしたいと思つて御質問申し上げたわけでございます。

○曾田政府委員 今申し上げましたように、純個人的な意見ということでございます。申す上には必要もないかと思ひますが、申し上げても、しつと申すやうな事柄ならば、私も医者の片割れでございまして、それはもう少し収入をよけいにしたいと思ひます。純個人的な意見でございます。

○福田(昌)委員 自由診療と社会保険診療を一緒にして平均して大体四万から五万という御答弁でございまして、が、現実の問題から見ました場合、医者の研究におきましても、新しい医学の追究におきましても非常に不足した

しております経済的な面が、ただいまの社会保険診療の面からは補えないのであります。そういう点なども、医務局長としては、現在の医療診療というものはどうも不合理だという点をお考えになつたことがあるかどうか、この点を伺ひたい。

○曾田政府委員 これは個人的な意見でございます。正式な意見でございすか、承りたいと思ひます。

○福田(昌)委員 もちろん厚生委員会から、正式に質問を申し上げておるのであります。正式な医務局長としての御答弁をお願いしたいのであります。

○曾田政府委員 医務局長としてはまだ御答弁申すだけの結論を得ておりません。

○福田(昌)委員 この医薬分業の問題にからみまして出て参りました審議会設置の問題は、医務局長において最も原則的な、そして最も簡単なことについて対する御研究、はつきりした御意思がない限りにおいては、検討できない問題だと思ひます。こういうわかり切つた簡単な問題さへまだ御検討がないという事は、私といたしましては何としても承服できない点でございす。従ひまして医務局長としては、現行の制度が非常にけつこうでないとお考えになつておられるか、そうじやないとお考えかという、ごく簡単なことをお尋ねしておるのであります。お答え願ふと思ひます。

○曾田政府委員 現状のままではいいかという御質問でございまして、ならば、必ずしもいいとは私考えておりません。

○福田(昌)委員 必ずしもいいとお考えでなければ、どういふふうに改良して

行つたらいい、どういふふうにあるべきだとお考えでございましょうか。

○曾田政府委員 その点につきましては、医務局長個人としてはいろいろ意見もございす。ただいままだ正式に御答弁いたす域にまで達しておりません。

○福田(昌)委員 私、曾田局長は、これはおせじを言うわけでもありませんが、頭脳きわめて明晰な方であり、なることと尊敬いたしてございす。わづかこのぐらゐな問題がまだおわかりにならない医務局長とは考えられないのであります。しかも医務局長になられましては、何箇月というよりな立場でもおありにならないのでありまして、長い間にわたつて医務行政を御担当になつておられて、その点においては日本の最高の地位にあられる医務局長が、わづかこのぐらゐなことには今はずきりした見解を持つておられないという事は、何としても私どもの納得できない点でございす。従ひまして、もし医務局長がほんとうにまだ研究中で、この問題が妥当であるかないかというこの見当さへつかないという事であれば、これはもう医務局長にこれから大いに勉強してもらなければならぬと思ひますし、もしそれがその場しのぎの御答弁というのであれば、日本の医務行政をまことに輕視しておると見なければならぬと思ひます。聡明な医務局長におかれましては、少しまじめな御答弁を聞かせていただけたらと思ひますから重ねてお尋ねいたします。

○曾田政府委員 私もこの問題は非常に重大な問題だと考えておりまして、いろいろ資料を、今日までにありま

す資料はいろいろのこと、また新しい未整理の資料というふうなものも至急にとりまとめて検討いたしたいと思ひておるのであります。再々申し上げますように、その作業は続行中でございまして、ただいまの医師の大体の平均収入というものをいたしまして、多少条件をつけて申し上げておるのであります。この数字をさらに私どもがただいま作業いたしております材料に基づいて検討するということになりますれば、幾分相違も出て来るものと思ひます。今度はその内容につきましてもさらにいろいろ検討の上でなければ十分なることを申し上げかねるのであります。私も今まで決して怠慢でな

思ひますのであります。何としまして、そこのままだ到達し得ないのであります。おしかりを受けました。今後ますます、勉強すると申し上げるよりはかはあります。

○福田(昌)委員 非常にいろいろと各方面にわたつて御研究いただいておられる御答弁でございましたから、今後非常に御研究いただきたいと思ひますが、研究ばかりしていただいておつても、私どもにとりましては、医務局長という責任あるお立場にある局長としては、いつくまでこの結論をお出しになるか、あす、あさつて、近いうちにお出しになるのか、いつまで研究なさるのか、この点承りたいと思ひます。

○曾田政府委員 これは人間のことであります。いつ完成できるといふことを申し上げるわけにも行きませんが、私としましては、いろいろ手伝いを

してくれております者と一緒に一生懸命やりまして、できるだけ早く結論を出したい。一応の結論が私どもとして出ますれば、省内においていろ／＼な方面からの検討もこれにつけ加えまして、その上で皆様にお知らせするといふことになるかと思ひます。

○福田(昌)委員　いつごろというはつきりした日限のお明示がない限りにおきましては、せつかくの医務局長の御答弁でございしますが、私どもはそのままだうのみに承知するわけに参らないのであります。ことに医療関係の適正診療の懸案というものは、医務局長が局長になられる前から耳にたがえることができる

○曾田政府委員 この点は先ほどから滝井委員からも強く迫られておる点でございます。今申し上げましたことを繰返すようでございますが、私どもとしてはつくりとした数字、ことに新しい資料についての結果というものは残念ながらまだお目にかけるわけには行かないのでありまして、ただ古い前にありました結果というようなものから、その後の一般の社会的な、経済的な動きというようなものからおおよそ大ざっぱに見当をつければ、かような結果になりますということは申し上げますと言つて口頭でお話申し上げた次第であります。

○福田(昌)委員 今日審議会の問題が

提案されておりますが、その審議會議置というのは、御承知のように医薬分業という制度を実施する上において必要だということで生れて参つたわけでありまして。医薬分業法案そのものは、御承知のように昭和二十六年に生れた法案であります。その後実施に至るまで政府当局は新医療体系なるものを十分作成して、そうして日本の医療体系はかくあるべしという線をはつきり決定するんだということを約束になつておるのであります。爾来すでに三、四年経過いたしました今日、今なおまだ御研究中であるという政府に對しましては、私ども医薬分業に對しまする政府の一貫した見解というものを疑わざるを得ないのであります。なおかつ政府は医薬分業をいかにうな形において考えておられるか、日本の医療体系をどういうふうに考えておられるか、その根本政策に對しても疑いを持たざるを得ないと思つたのです。従つて私ども今日非常な疑念を持つてお

ります。従つていろいろな点から伺つてみたいと思つたのですが、医療体系といふ点の一部といたしまして、今日の医療機関を医務局長としてはどういふふうにして行つたら最も適當であるかを、私的医療機関と公的医療機関の配分をどのようにして行けばいいかといふ点からまず伺つてみたいと思ひます。

○曾田政府委員　初めに二十六年から今日までの間何をしておつたかというおしかりでございますが、その間に私どもとしてはいろいろな資料をとりまとめておりまして、それもただ何もおもしろ半分によつたわけではございません。それからまたその結果は決して隠しておるのではないのでありましてその後いろいろな施設の調査あるいはその施設における従業員と申しますか、職員の数とか、あるいはそのやつております医療の内容、患者の数とか、あるいは、これはなか／＼全体的にはむづかしいことでありますが、サンプル調査によりまして経営状態の調査というようなたぐいしなものを調査をし、しかも御承知のように最近はいろ／＼と社会的な情勢がかつておりますし、経済的にもかわつておりますし、またいろいろ社会保険の制度というよりなものでもかわつておりますし、こういうようなことでただ一回の調査だけではなか／＼将来の方針が立たぬのでありまして、ある程度その経過を見る、その動きを見るときにやうな必要もございまして、同じような調査を、しかも時期をおいて数回繰返すというような必要もございまして、ここにもふろしきの中に持つて来ておりますのでお目にかけてもいいのであ

りますか。みな公表したものでござい
す。決してその間何もしないでおつた
のではございませんので、あとでござ
らん願いたいと思いますが、その点は私
どもの勉強の足らぬということは十分
に反省をし、今後さらに勉強いたした
いと考えております。

次に日本の医療体系をどういうふう
に考えるかということにつきまして
は、やはり医療制度というものは固
定したものではないというふうには
考へておるのでありまして、いろ／＼
時代の動きとともにかわつて参ると
いうふうに思ふのでありますが、今
日におきましては従来からの自由開
業医制度というものが根幹になつて
おるのでありまして、自由開業医制
度をできる限りすく／＼と発達と申
しますが、発展させるというふうには
従来からの方針はなつておると思
ふのでありますが、ただ単に自由開
業の制度だけでは、今日の国民医療
を担當するという意味におきまして
決して十分には行きかねる面がござ
います。医療機関の公布の問題とい
うような点におきまして、あるいは
国民の医療費負担が必ずしも十分に
はできない、医療費を負担し切れない
社会の階層があるというところから、
現在の自由開業医制度にある程度の
計画制を持たせなければならぬとい
うことになつて参る。またただ単に
その経営の責任を個人の医師に負わ
せるだけでは医療施設が十分整備も
できず、また十分な機能も発揮し得な
いというところから、いわゆる公的
医療機関というものが生れ出たと
思ふのであります。もちろんその萌芽
は、いづいぶん前から出ておるわけ
でありまして、特に東北地方等の農
村県にお

ぶんに前からございます。また特別な伝染病院とかあるいは精神病者の収容所、あるいは特別な救護病院というふうなものはいかなる前からございますか、だん／＼にさようなものに対する必要性と申しますか、これが高まっておりますまして、一つの時代的な経過というものが逐次増大しておるといふことが一つの動きとしては見られるのであります。もちろんこれは私あまりこまかいことを申し上げるわけに行かず、また御意見の相違もあるかと思いますけれども、私はこれはもちろん国なり県なりの一つの施策といたしまして公的な医療機関というものが非常に迅速に拡大し、あるいはその発達が幾分阻害される、遅滞せしめられるということはありませんし、これは一つの社会的な必要に依じて長い目で見ますれば、逐次増大して参つておるといふふうに考えるのであります。さような意味におきまして私は公的医療機関の発達ということは、ただ単に人為的な施策のいかんということだけではなしに、どうしても一つの社会的な必然としてかような傾向をとつておるものというふうに考えるのであります。その際にももちろん公的医療機関が必要でありながらこれが整備されていない、遅れているというような事態もありましたし、あるいはあるときにはこれが行き過ぎまして自由開業医の生活が圧迫するといふような事態も起るかと思ふのであります。その行き過ぎあるいは出遅れというようなものを適当に調節して参るといふことが、私は結局私どもにとるべき態度じやないかとい

うふうに考えておるのであります。でありますから今日におきまして、自由開業医制度が日本においても根幹となつております。そして公的な医療機関というものはそれを補うというような意味、あるいは今日の自由開業医制度でも十分に取上げ得なかつた新しい国民医療の分野を公的医療機関が担当して行くことになるのではない。

なおこの際つけ加えて申し上げさせていただきますならば、私は公的医療機関といふものといふゆる公的医療といふものとは別個のものであると考えておるのであります。たとえば社会保険による診療といふものは一つの組織された医療であり、公的性質を持つものと思ふのであります。たとえば診療報酬といふようなものも、自由ではなく、ある程度の制約を受けておると申しますか、一応の契約で定められるわけでありますけれども、個々の患者と医師との間の話合ひではなしに、一つの組織として定められたものとなるのであります。そういうような意味におきまして、いわゆる自由契約による診療ではないというふうに考えられるのであります。しかしながらかような言葉が悪いかもしれませんけれども、いわゆる公的な医療といふものは、必ずしも公的な医療機関に担当されなければならぬといふものでもないと思ふのであります。もちろん公的な医療が行われますと、その運営のためには、公的医療機関を持つて、そこで担当することの方が事務的には便利だといふような面も出て来るかもしれませんが、これは必ずしも必然的な結びつきを示すものではないといふふうに

考えるのであります。いわゆる社会保険の発達といふものが進みましても、それに応じて必ずしも公的医療機関を増設しなければならぬといふものではないと私は考えておるわけであります。だん／＼と国民生活が困難化して参りますれば、いわゆる公的医療といふものはどうしてもふえて参る。また数回の調査によりまして、この自費負担と、社会保険でありまして、掛金は自分がかけてはおるのでありますけれども、いわゆる一つの組織された公的性質を持つた医療、その割合は、だんだんいわゆる公的医療の増加となつて現れておるのであります。しかしそれを担当するものとして必ずしも私的な医療機関をしりぞけるものではない。私的医療機関で新しい内容の診療、国民医療といふものを十分に担当できるなら、できるだけ今までの制度を利用して参るのであります。しかしこれではな／＼十分にその機能と責任を果し得ないという面がだん／＼現れて参りますので、その面にこそ公的医療機関が設けらるべきものであるといふふうに思つておるのであります。

私的医療機関と公的医療機関とは、ただ単に公の経費によつて経営されるか、あるいは私的の経費によつて経営されるかといふことだけではなしに、そこには病院あるいは医療機関としての機能の上にも相当な差異がなければならぬのではないかと。いわゆる私的医療機関で十分果し得ない面、採算的には立ちにくい医療、あるいはいろ／＼な多額の設備費あるいは機械の整備費を要する、かような医療を担当するものとして、普通の開業医の人たちと患者の奪ひ合いをするといふよ

うなことの出来ないものでなければならぬといふふうに考えておるのであります。大体今日においては結論として申しますれば、なお依然として自由開業医制が根幹となつておるのであります。が、その欠陥を補うというような意味において公的医療機関の正しい発達、そして私的医療機関と公的医療機関との診療機能としての機能の差異といふものをはつきりいたしまして、また協調すべき点は両者の間でよく連絡をして、国民の医療にあたるといふことが正しい筋であると考えております。

業医制が根幹だ根幹だといふことを申しました。ともすると根幹だといふことに語弊があつたかもしれません。この公的医療機関と自由開業医制による私的医療機関というやうなものが両者併存しておるのであります。ただその間のウェイトがだん／＼にかかりつつあるといふことであります。特にそのうち入院治療のやうなものは、公的医療機関の担当しておる面が非常に重くなつております。それに對して外来診療といふものは、私的医療機関の担当しておる面が多い。

といふものがござります。そういうものに対してはもつと設備の整つた、また人員も十分に共同作業できますやうな組織になつて、そしてまたこの入院の設備もあるといふ施設が必要になつて来るのであります。こういふやうなものを私的な医療機関で十分にまかない切れておればよろしいのであります。が、必ずしもこれが十分には整つておらない。そういうやうな意味におきまして、医師はおりますけれども、あるいは小さな診療所はござりますけれども、まとまつた病院、患者の収容できる医療機関の欠けておるところは日本中にまだ相当たくさんあるといふふうに考えております。それを補うといふ意味においても、公的医療機関が一つ必要でござります。また私ども、病院といふものにつきましては、ただ単に患者の診療といふやうなことでなく、しに、そのほかのいろ／＼な機能もあると思ふのであります。看護婦なり、あるいは医師にいたしまして、一人前の独立した医師として仕事をするためには、今日においては大学を卒業しただけでは不十分なのであります。そういうやうな意味において、医療関係の職員の養成といふやうなことも小さな個々の診療所ではできないのであります。まして、相当にまとまつた病院で行われなければならぬ。それでかような仕事はどちらかと申しますれば経営的にはプラスにはならぬのであります。マイナスになつて来る。こういう機能を私立的の病院に負わせまことは無理なんでありまして、そういうやうな意味から行きまして、また公立病院の増設の必要といふことは出て参る。公立病院の設置を必要とする場所はまた

○福田(昌)委員　そこで重ねて伺ひたいのでございますが、私的医療機関がやはり現行においても医療機関の根幹をなすものだといふお考えでございまして、私どもとしてもそのお考えを疑うわけではありませんが、いつまでもそうであるとお考えであるかどうか、当然そのやうなお考えだと推察されるのですが、その点まずお伺ひしたいと思ひます。

○福田(昌)委員　それいたしますと、公的医療機関といふものは、現行においていささか数が不足しておる、かようにお考えになつておられるわけですか。

○福田(昌)委員　私どもといたしましては、国民の医療を担当するためには、もちろん医師の適正な配置も必要なのでござりますが、それと同時に医師が仕事をいたしますいろ／＼な物的な設備、病院、診療所の建物及びその中の設備が必要だと考えるのであります。そして、そういうやうに見ますならば、医師が診療しておられますところはすべて診療所——少くとも診療所にはなつておるわけでありまして、しかし単なる診療所では十分に処置のできない、いわばより複雑なより処置の困難な患者

○曾田政府委員　私正確に覚えておりませんが、今日におきましてもほとんど七〇％以上は公的性質を持つた病床になつておる。少し言葉が悪うございまして、たゞ、たとえば病床といふものを考えますれば七〇％以上にも及んでおる。でありますから、医療と申しまして、医療のどのやうな面を取上げて見ると、かといふことが問題でございまして、今度外来診療といふものをとつてみるならば、これはおそらく逆に七割から七割五分くらいまでが、むしろ民間の特に診療所で診療を担当しておるといふことになつておるのではないかと考へるのであります。私が今まで御説明申し上げましたところで、いわゆる自由開

○曾田政府委員　私どもといたしましては、国民の医療を担当するためには、もちろん医師の適正な配置も必要なのでござりますが、それと同時に医師が仕事をいたしますいろ／＼な物的な設備、病院、診療所の建物及びその中の設備が必要だと考えるのであります。そして、そういうやうに見ますならば、医師が診療しておられますところはすべて診療所——少くとも診療所にはなつておるわけでありまして、しかし単なる診療所では十分に処置のできない、いわばより複雑なより処置の困難な患者

○曾田政府委員　私どもといたしましては、国民の医療を担当するためには、もちろん医師の適正な配置も必要なのでござりますが、それと同時に医師が仕事をいたしますいろ／＼な物的な設備、病院、診療所の建物及びその中の設備が必要だと考えるのであります。そして、そういうやうに見ますならば、医師が診療しておられますところはすべて診療所——少くとも診療所にはなつておるわけでありまして、しかし単なる診療所では十分に処置のできない、いわばより複雑なより処置の困難な患者

まだ相当に多いと私は考えております。

○福田(昌)委員 今後も公的医療機関をどん／＼つくる必要があるという御答弁であります。そしてまた私的医療機関も今日の医療態勢としては相かわらず根幹をなすものであるという御答弁であります。そこで私的医療機関もどんどんでき、公的医療機関も今後どんどんつくらなければならぬということになると、一体日本の医院及び病院というよりなごういつた医療機関はどこまでたくさんおつくりになる御意思であるか、私どもいささか疑問なことを得ないのであります。日本の現状を見ますと、諸外国に比べまして医院及び病院の数は決して少いとは言えません。人口の比率をとりますと、医者の数も病院の数も文明諸外国に比べてその最高を行つてゐる日本であります。この上になお医療機関が不足だとおつしやる。その点私ども非常に疑問に感ずるのであります。町をお歩きになれば開業医の数も多く、医者の広告ばかりが氾濫しているほどたくさんあります。病院もまた公的医療機関もたくさんあるのであります。病院の中の設備が不十分だというならわかるのであります。この点医務局長として私ども少しお考えでないかというよりな感じがするのであります。病院が不足じやないものであつて、設備が不足だというなら了解できるのであります。が、そうじやないのです。やはり機関が足りないというお考えなんですか。

○曾田政府委員 病院の絶対数の問題につきましても、世界の一流国という御意見でございますが、少くとも第一

位ではございませんし、私はまあ一流に入れて考えたいのでございますけれども、アメリカは言うに及ばず、イギリスとかスカンジナビア等を考えましても、人口当りのベッド数は日本において約半分でございます。日本は数としてもこれでも十分だと言ひ得るかどうかというところは疑問だと私は考えておるわけでありまして。しかしながら数としましてはとにかく、いわゆる一流国という問題は別問題といたしまして、多くの世界の国々をながめてみますならば、日本も決してはるかしくない程度にベッドはできていようというふうに考えるのであります。これを無限にふやして行くというよりなことを考えておられます。私どもも大体二、三十年後まで考えました長期計画としては、今日日本のベッドは総数で四千万ございまして、二、三十年後を考えた一つの目標としては、やはり八千万ぐらいを考えたおいてよろしいのじやないか。その間に人口もある程度ふえますし、大体一つの目標として考えてよいものと思つております。今日非常な勢いで病床はふえております。一年に四、五万もふえております。この勢いは異常なものだと思つたのであります。そう長く続くものではないと考へ、その勢いを抑えてやうという考へはないのであります。しかしながらその病院の増設は、必ずしも計画的に行はれていない。今も福田委員から御指摘がございましたように、都会地等においては非常に医療機関が密集しているのではないかと、この点が問題なのであります。日本全体として見ればまだ／＼増設の余地がある

と思つております。ただ所によりましては、それが一所にあまりにも密集して来ている。これをある程度調整して行かなければならぬと考へるのでございます。しかしながら今申し上げましたように、自由開業医制を一面においてとつておられますので、医師が新たに開業をする、あるいは私立の病院や診療所を設けるという限りにおいては、これを統制するようになつては、不可能なのであります。これは結局当事者が十分にお考えになつて、仕事を始めるといふことでなければならぬと思つております。

○福田(昌)委員 ベッドが足りないという点は、私も同感であります。ベッドの足りないものをふやす方法として、新しい医療機関をつくることをお考えになつておられるように聞きますが、それよりも現在ある診療所なり、あるいはまた病院の増床計画という方向に力をつけてはどうかという意味でお尋ねしたのであります。そういう意味での御答弁がなかつたわけですが、そのベッドの増床計画というところは、医療機関の内容の整備という一部になります。それを新しい医療機関をどんどんつくつて補充なさうとするのか、現存する医療機関のベッドの増床という形において行つて行くか。どちらを主になさるかという点をお尋ねしてゐるのであります。

○曾田政府委員 結局今の具体的な問題として言われます場合には、どちらというわけには参りません。増設を必要とする地域もございまして、既存の病院の増築をいたしまして、収容力をふやすといふこともございまして、たとえば国立病院とか、療養所等

でございましてならば、新たに作るということではなしに、増床するということで行つてゐるような状況であります。

○福田(昌)委員 両方でお行きになる。新しい機関もつくるし、現存の機関のベッドも増床する。それはいいでしょう。

次に重ねてお尋ねしたいのであります。公的医療機関で行うというお考えをとりましますと、現在公的医療機関はまことに濫立いたしておられます。東京都のような、公的医療機関はすでに十分であらうかと想像されるようなところに新しい社会保険病院が建つたり、その他の公的医療機関がどん／＼建つ。しかしながら一方今日町村合併が盛んに叫ばれておりますが、それにもかかわらず現在では千数百箇町村になお無医村というものが残されております。そういう無医村の解消に対しては一向役に立たない。こういう公的医療機関の配置の状況は、私ども国民の一人として見た場合、政府はどのように考へておられるか。いささか疑問を持たざるを得ない。政府におかれては公的医療機関の配置を今後どのように考へておられるのか。私どももおかつ非常に意外に思ひますのは、医務局長は今日日本の医療機関の全般にわたつての監督行政的な首脳部であるとして考へてゐるわけですが、医務局長の御存じない、医務局長の御相談にあずからない社会保険病院というものがどんどん建つてゐるというやに聞かのであります。この点その真偽をお伺ひしたい。

○曾田政府委員 今の問題につきましては、しばしば御質問やあるいは御叱

正をいただいておりますのであります。私どもとしましては、日本全国の医療機関の整備というものの全体計画は、私どものところで十分に立てて、できるだけの努力を払い、その適正な配置、あるいはその内容の向上をはかつて行かなければならぬのでございまして、今日におきましては、とうていその力がすみ／＼まで及ぶというよりなぐあいには参りません。また政府のいさ／＼な機構をいたしまして、十分連絡の行きかぬ点はあるのであります。それにつきましては、私どもも厚生省内だけでなしに、他の省にも呼びかけまして、最近はいさ／＼集まりをいたしてその調整をいかにするかというよりなことをお話し合ひをしております。状況でございます。この点については、さらに私どもも今後努力して参らねばならぬというふうに考へてゐる次第であります。

○福田(昌)委員 連絡の行きかぬという点につきましては、具体的に御説明が願ひたいのであります。医務局長に御相談なく建てられる病院の種類にどういふものがあるかということも、重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○曾田政府委員 政府で建てております病院は、厚生省以外にも、たとえば労働省の労災病院ですとか、鉄道、あるいは郵政関係、あるいは専売局、こういう事業官庁等で経営してゐるものもあります。それからそのほかにはいろいろ公共組合というよりなものが設立した。これは政府直接ではございせんが、いろいろな施設がございまして、厚生省の中をいたしましては、これも国でいたしておりますといへば、社会保険関係の施設があげられると思

ないであります。こういう形で出て来て、委員長はこれを強行突破なさるといふことは、私どもはどう考えてもお考え直しを願いたいと思いますので、その点を重ねてお願いしておきます。

いろ／＼お尋ねしたいのですが、本日は医務局長の職責の範囲内でお伺いしておきたいと思います。先ほどのベッドの足りない点であります。これから四十万床のものを八十万床にしたいということでございますが、これはけつこうでありますして、私的医療機関におけるベッドの増床を公的医療機関のベッドの増床とあわせて、同じ方法で考えて行くというお考えであるかどうか伺いたいと思います。

○曾田政府委員 先ほど申し上げましたように、今日においてもベッドの大多数は公的性質を持った施設に設けられたものでございます。今後設けられるベッドも、一般ベッドの増床も必要でございますが、主として結核とか精神病とか、こういうようなものを対象としたものであらうと考えられます。さように考えますと、私的経営というようなことにはいろ／＼困難がございますして、やはり公的な施設の中に設けられるべきものではないかというふうに考えております。おそらく公的医療機関の方が今後の増床には重き比重を持つものと考えております。

○福田(昌)委員 その四十万床のベッドの増床問題は、主として公的医療機関において増床するお考えであることはよくわかりました。今私的医療機関のベッドの増床はいろ／＼困難があるというお話がございましたが、困難があるということはどういう困難である

か、具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○曾田政府委員 今の結核とか精神病とか、こういうたいくいのものをとつて見ますと、ここにこれからだん／＼と思者の処置等についても、御承知のように新しい治療方法、診断方法等が出て参りまして、そのためには相当な設備を整え、また専門の職員も整えて参らなければならぬといふようなことで、従来からきめられておりますような、あるいは平均的と申しますか、従来の診療費といふようなものについては、幾分この処置が困難だといふようなぐあいに、その経費でまかない得られず限りの最一限を申しますか、あるいはときにはそれをオーバーしたような治療や処置を加えて行かなければならぬといふふうに考えられます。かような機能をその病院に負わすといふようなことは、私的医療機関に対しては無理なことではないかといふような考え方でありま。

○福田(昌)委員 ただいまの御答弁によりますと、私的医療機関のベットの増床に対する困難性の一つの理由としては、社会保険診療の面また収入の面といふような面から勘案して、経済的に非常に無理な点があるから、ベットの増床計画といふものはなし得ないという結論になると思ひのであります。このことは結局今日の社会医療なるものが適正でない、私的医療機関のベットの増床どころか、内容を整備する、その点においても欠けるところがある結果を来しておるといふことの証明になります。さうして了解してよろしくうございます。

○曾田政府委員 私は公的医療機関が必ずしも赤字を出しているといふうにばかり考えるのは、ごさいません。ことに単に診療の部門、あるいはもつと言いかえすならば、いわゆる経常費といふようなものにおきましては、公的医療機関においても大体収支相償うものと考えておるのであります。民間病院として経営いたします場合には、ただ単に収支償うといふよりなことは、ただ単に困るのではないかと、あるいは今日公的医療機関で仕事をしております医師なら医師の俸給といふようなものでは、一般の私的医療機関の経営者としてはどうしても満足できない程度のものではなかつたか、ただ単にそれだけの意味でござい。

○福田(昌)委員 公的医療機関におきましても、私的医療機関におきましても、今日では医務局長も御承知のように、社会保険診療が大部分を占めるような情勢になりつつあります。こういう社会保険診療の拡大によりまして、医療機関の計画的な内容といふものはどうしても制約されて参るわけでありますが、同じ収入の制度でありながら、公的医療機関は、課税の点におきましても、また建物その他の設備の補充の点においても、ある程度公的な経費の面をもつて補われておるのであります。私的医療機関は公的医療機関とは違ひまして、課税の点においても何らのお見のがしがない。また医療機関の整備補充におきましても、全部私費をもつてしなければならぬ。それが今日の社会保険の診療報酬からいたしましては、すべてでかいた状態にあるのであります。この点は医務局長もお認めになつておられると思ひのであり

ますが、経済的な面において社会保険が無理だといふ現状を認めておられるかどうか、その点をイエスカノーかだけ承りたいと思ひます。

○曾田政府委員 社会保険の診療報酬で病院の経営が十分に行かどうかと、いうことにつきましては、私どもも、だん／＼経営が困難になりつつあるのではないかと考えておるのであります。しかしこの公立病院においては、営それ自身と民間の私的医療機関の経営を比べれば、一方において課税の對象になつておらないといふところでは、そこに非常に差異が出て来るのではないかと、非常に重要なことであるが、公的医療機関に対しては個々の例外のようないふことはありますけれども、私どもとしては、ただ単に診療に当るといふようなことではなしに、それ以外のいふ／＼な公的な任務と申しますか、今の医療関係者の教育でありますとか、固あるいは地方公共団体といふようなものいたします予防衛生行政といふようなものに対する協力とか、いふ／＼な事情によりまして、あるいは緊急な事態によつて、この医療費を十分にまかないきれない人の救急措置をするとか、災害の場合とか、こ

ういふときの活動を要請されておる。また御承知のように、公的医療機関のあるものにおきましては、たとえば結核患者あるいは国保の患者といふようなものに対しては、一般の民間の医師に対してよりは、さらに一割なり二割なり減額しておるような状況もありますので、この公立病院が税がないといふだけで、それだけ赤字が出ておらなければならぬといふようなことにはならぬと考えておる次第であります。

○福田(昌)委員 税金もないし、医療機関の整備に自費する必要もない公的医療機関においても、今日の社会保険の診療報酬の収入からすれば赤字にならないといふ御答弁でありました。いろいろ詳しい御説明をいただきましたが、社会保険の現在の診療報酬なるものが適当であるかどうかといふことに對して、イエスカノーかだけで御返答願ひたいといふことをお願いしたのであります。それだけのことを御答弁

○曾田政府委員 これは保険局長の所管でございますから、保険局の方から御答弁いたします。

○福田(昌)委員 所管の違ひことは知つておりますが、医務局長としてのお考えを聞いておるわけ。

○曾田政府委員 医務局長として申し上げるわけには行きません。

○福田(昌)委員 もう少し虚心坦懐に御答弁をいただきたい。日本の医療体系が間違つておる、こういう不満の点多々あることは推察にたかたないのであります。さういふ点に對してのらりくらの御答弁をしておることは、いささか不満なきを得ないのであります。もう少し虚心坦懐にこの次にはお願いすることにしまして、きようはこれで終ります。

○小島委員長 残余の質疑は次会に続行することにいたしました。この際厚生年金保険法案の公聴会に出席願う公述人選定の件についてお諮りいたします。

同公聴会の公述人の選定に關しましては、来る五日に公述人申出の締切りをいたしまして、六日に正式に決定し

たいと存じますが、当委員会として出席を希望する方々として、昨日の理事会で協議いたしました。共済組合連合会理事長の今井一夫君、社会保険診療報酬基金理事長の清水玄君、富士紡績労働部長の波多野則三郎君、全日本造船労働中央執行委員の小西昌二君、大阪商大教授の近藤文二君、以上五君に公述人として出席することの可否について連絡いたしたいと存じますから御了承願ひます。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十一分散会

昭和二十九年四月六日印刷

昭和二十九年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局